

太田市障がい者団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者団体（以下「団体」という。）が障がい者相互の親睦を図るため、その運営及び活動に対し、太田市障がい者福祉団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 太田市身体障害者連合会
- (2) 太田市視覚障害者福祉協会
- (3) 太田市聴覚障害者福祉協会
- (4) 太田互療会
- (5) 太田市腎臓病患者連絡協議会
- (6) 太田市ことばと心を育てる親の会
- (7) 太田市手をつなぐ親の会
- (8) 太田精神障害者を守る家族の会 ひまわりの会
- (9) 太田市尾島身体障害者団体
- (10) 太田市新田身体障害者団体
- (11) 重症心身障がい児（者）父母の会「くれよん」の会

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、前条の団体が実施するもので次のとおりとする。

- (1) 各種行事に係る諸費用
- (2) 研修の実施に係る諸費用
- (3) 社会参加の促進を図るための諸費用。ただし、保養事業及び親子旅行は、除く。
- (4) その他市長が必要と認めた諸費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる計算式等により算出した額の合計額とする。ただし、前年度の繰越金が補助額を上回る場合は補助金を交付しないことができる。

- (1) 均等割額 1団体につき47,500円
- (2) 人数割額 会員数×1,140円

2 前項第2号の会員数は、4月1日現在人員とする。

3 第1項に定めるもののほか、団体の創立記念事業その他の団体が特別に開催する事業であって市長が補助金を交付することが必要と認めたものについて、当該事業に係る費用の2分の1以内の額(30万円を限度とする。)を補助金として交付することができる。

4 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の太田市障害者福祉団体補助金交付要綱(平成12年4月1日太田市制定。以下「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお合併前の要綱の例による。

3 施行日から平成17年3月31日までの期間に係る補助金については、なお合併前の要綱の例による。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた団体については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。ただし、第2条第12号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。